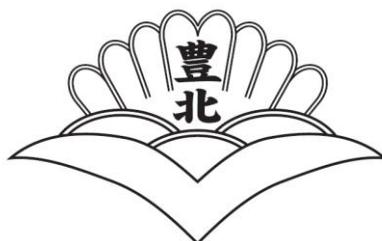


江東区立豊洲北小学校  
P T A 会則



2022年度改定版

# 江東区立豊洲北小学校PTA会則

## 第1章 名称及び目的

- 第1条 本会は、江東区立豊洲北小学校PTAと称する。
- 第2条 本会は事務所を豊洲北小学校（以下、「本校」という）に置く。
- 第3条 本会は学校・家庭及び地域社会が力を合わせ、児童の福祉増進・教育の発展とともに会員の教養を高めることを目的とする。
- 第4条 本会は、いかなる宗教団体及び政党に属さず、本会及び本会役員の名において、政党の支持候補者の推薦をしない。

## 第2章 会 員

- 第5条 本会は、本校に在籍する児童の父母、又はこれに代わる保護者及び教職員をもって会員とする。なお、総会において議決権を有する者は、各家庭の代表者1名及び各教職員とする。
- 第6条 本会の運営に賛同し援助するものについて、運営委員会が認めた者を賛助会員とすることができる。  
但し、本会における議決権を有する者では無い。

## 第3章 役員及び委員

- 第7条 本会に次の役員及び委員を置く。
- 役員
    - 名誉会長 校長
    - 会 長 1名
    - 副会長 4名以上
    - 書記 3名以上
    - 会計 3名以上
    - 会計監査 2名以上
  - 委員長等
    - 各委員会 委員長 各1名以上
    - 各委員会 副委員長 各2名以上
    - 各委員会 会計 各1名以上
  - 委員
    - 学級代表委員 1～5年生の各学級より1名以上  
6年生の各学級より1名以上
    - 行事委員 各学級より1名以上
    - 広報委員 各学級より1名以上
    - 卒業対策委員 6年生の各学級より1名以上

但し、学級代表委員及び卒業対策委員を除き、6年生の保護者は免除とする。
  - 役員・委員長・委員の各年度の募集人員については、運営委員会において、年度ごとにこれを定める

- 第8条 役員及び委員の任期は次の通りとする。
1. 役員の任期は当年度の定期総会で承認された後、次年度の定期総会までの1年間とし、再任を妨げない。但し、6年生の保護者の役員の任期は原則として当年度の3月31日までとするが、会長が承認した場合には、次年度の定期総会までとすることができる。
  2. 委員の任期は当年度の定期総会で承認された後、次年度の定期総会までの1年間（会計監査は2年間）とし、再任を妨げない。但し、6年生の保護者の委員の任期は、当年度の3月31日までとする。

- 第9条 役員及び委員の選出は、次の方法とする。
1. 会長・副会長・書記・会計・会計監査・各委員会の委員長は学級代表委員が選出し、総会において承認する。
  2. 各委員会の副委員長及び会計は、各委員会において選出する。ただし、1において各委員会の委員長が選出されない場合は各委員会において選出する。
  3. 各委員会委員は、各学級において選出する。
  4. 教職員の役員及び委員は、教職員が選出する。

- 第10条 役員及び委員の任務は、次のとおりとする。
1. 会長は、本会を代表し会議を執行する。
  2. 副会長は、会長を補佐し、会長の事故ある時はその代理を務める。
  3. 書記は、議事の記録・文案の起草等庶務一般を担当する。
  4. 会計は、本会の会計事務を処理し、年2回以上の会計監査を受けて定期総会で決算報告する。
  5. 会計監査は、年2回以上会計事務を監査し、定期総会で監査報告する。
  6. 各委員会委員は、各委員会活動を企画し実行する。

## 第4章 活 動

- 第11条 本会は、第3条の目的を遂行するため、以下の活動を行う。
1. 児童を取り巻く環境を良くする活動
  2. 教育について話し合い学習をする活動
  3. 地域社会と協力し合い、学校内外の安全を図る。
  4. 会員相互の親睦を図る。
  5. P T A組織活動の運営、役員を選出
- 第12条 本会は、第11条の活動を効果的に遂行するため、次の委員会を置き活動を行う。
1. 学級代表委員会  
学級、学年におけるP T A活動の運営、学校の教育活動等への協力、及び役員を選出
  2. 行事委員会  
とよきたまつり等の行事の計画と実施、及び学校行事の協力等
  3. 広報委員会  
広報紙の立案・作成及び会員相互の教養を高める活動等
  4. 卒業対策委員会  
謝恩会の計画と実施及び卒業記念品等の立案・準備等
- 第13条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については個人情報取扱方法を定め、適正に運用するものとする。

## 第5章 会 議

- 第14条 総会は、全会員をもって構成し、通常4月下旬または5月上旬に開催する。  
総会は、議決権を有する者の5分の1を定足数とし、委任状を含む。
- 第15条 臨時総会は、本部役員会において必要と認められた時、又は議決権を有する者の3分の1以上の要求があった時、会長がこれを招集する。
- 第16条 総会において次のことを決定する。
1. 活動内容及び決算の報告と予算の審議及び承認
  2. 役員及び各委員の承認
  3. 会則の改定
  4. その他必要な事項
- 第17条 委員会は、次の通り開く。
1. 本部役員会  
本部役員会は役員で構成され、会長が必要に応じて開く。  
なお、本部役員会の任務は次の通りとする。  
(1) 運営委員会に提出する議案、報告書の作成  
(2) 総会に提出する議案、報告書の作成  
(3) その他必要な活動の審議及び承認
  2. 運営委員会  
運営委員会は、役員及び各委員会の委員長にて構成され、原則2ヶ月に一回開く。  
また、会長が必要と認められた時は、臨時に開くことができる。  
なお、運営委員会の任務は次の通りとする。  
(1) 各委員会から提出された活動計画の審議及び承認  
(2) その他必要な活動の審議及び承認
  3. 委員総会  
各委員会の副委員長、会計を選出する。但し、第9条1において、次期委員長が選出されない場合は、委員総会にて選出を行う。  
また、緊急かつ迅速に審議が必要な場合は、会長がこれを招集する。
  4. 各委員会  
各委員会活動の企画及び運営委員会で承認した活動の執行をする。
- 第18条 全ての会議は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

## 第6章 会 計

- 第19条 本会の経費は、会費及びその他の収益をもってこれに充てる。

- 第20条 本会の会費は次の通りとする。
1. 児童1名につき、月額200円とする。
  2. 会費は一定期間分を一括して事前に徴収できるものとし、具体的な納付・徴収方法等は細則でこれを定める。
  3. 前項により会員が納付した会費は、以下の場合を除き、これを返金しない。
    - (1) 本会に加入しないことを明示、または本会からの退会を申し出ていたにもかかわらず、納付された場合
    - (2) 細則に定める事由に該当する場合
    - (3) その他本部役員会の承認を得た場合
  4. 第1項の会費額を変更する場合、本部役員会における予算審議の際に暫定的に決定し、総会の承認を得て変更することができる。
- 第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第22条
1. 本会の運営に必要な事項は、細則として運営委員会の承認を得て、別に定めることができる。
  2. 細則を制定、改定、廃止した場合は可及的速やかに報告する。
- 第23条 第7条、第8条、第9条、第10条、第12条及び第17条にかかわらず、とよきたサポーターズ体制試行のため、2022年度の本会の役員・委員会体制及びその運用については、細則により定める。

#### 付 則

1. 本会則は、2008年4月25日より施行する。
2. 2011年4月22日改定。
3. 2013年4月25日改定。
4. 2015年5月9日改定。
5. 2016年5月8日改定。
6. 2017年5月7日改定。
7. 2018年5月6日改定。
8. 2021年4月25日改定。
9. 2022年5月9日改定。

## 【豊洲北小学校PTA 細則】

### 《2022年度の運営体制》

- ・ PTA 会則 23 条に定める 2022 年度の本会の役員・委員会体制及びその運用については以下の第 1 条乃至第 5 条のとおりとする。なお、2022 年度の運営体制に関する規定制定に伴い、本細則における「運営委員会」及び「本部役員会」は、「運営ミーティング」（第 5 条参照）に読み替えるものとし、2022 年度の運営体制に関する規定と本細則とが矛盾抵触する場合には、2022 年度の運営体制に関する規定が優先して適用されるものとする。

- 第 1 条 1. 本会に次の役員（2022 年度はコアメンバーと称する）を置く。
- 名誉会長 校長
  - 会 長 1 名
  - 副 会 長 複数名
  - 会計・他担当 複数名
  - 会計監査 複数名
2. 役員の新規人員については、「運営ミーティング」において、年度ごとにこれを定める
- 第 2 条 役員（コアメンバー）はボランティアとしての立候補を前提とし、役員の任期は原則当年度の定期総会後、次年度の定期総会までの 1 年間とし、再任を妨げない。
- 第 3 条 役員（コアメンバー）の任務は、次のとおりとする。
1. 会長は、本会を代表し会務を執行する。
  2. 副会長は、会長を補佐し、会長の事故ある時はその代理を務める。
  3. 会計・他担当は、会計事務や他運営事項を処理する。
  4. 会計監査は、年 2 回会計事務を監査し、定期総会で監査報告する。
- 第 4 条 本会は、PTA 会則第 11 条の活動を効果的に遂行するため、会員より活動ボランティア（本会や学校の行う活動を支援するボランティアのことをいう。以下同じ。）を募集し、役員（コアメンバー）及び活動ボランティアからなる「とよきたサポーターズ」を組成し、運営する。
- 第 5 条 1. 本会は、1 か月に 1 回、運営ミーティングを開催する。
2. 運営ミーティングは、役員及び活動ボランティアにより構成され、本会の運営全般に関することを協議し決議する。なお、会長が必要と認めるときは、臨時に開催（オンライン・書面による開催を含む）することができる。
3. 運営ミーティングの議事は出席役員（コアメンバー）の過半数で決定するものとし、活動ボランティアは議決権を有しない。

### 《委員実績》2022 年度は適用されないものとする

- ・ 保護者は児童が本校に在籍している間に本部役員又は委員を 1 回以上引き受ける。児童が複数在籍している場合にはその人数分の回数を引き受ける。
- ・ 本部役員（会計監査は除く）又は委員長を務めた場合は、PTA 活動への貢献を考慮し、児童の人数に関わらず 1 回の就任で、それ以降の役員、委員への就任を免除する。  
但し、本人の希望があれば、複数回の就任はできる。
- ・ 任期終了時に活動実績が不十分であると本部役員会で認められた場合、免除されないことがある。
- ・ 2013 年度以降の単年度就任の会計監査については、委員実績としては認めない。（2 年の就

任で委員 1 回の実績とする。)

- ・ 各委員会の副委員長、会計については、児童の人数に関わらず 1 回の就任でそれ以降の委員長、副委員長、会計への就任は免除する。  
但し、本人の希望があれば、複数回の就任はできる。
- ・ 2019 年度以降の各委員会の副委員長については、副委員長就任時の児童に関してのみ、2 巡目の本部役員及び委員の就任を免除とする。但し、本人の希望があれば、複数回の就任はできる。
- ・ 各委員会の委員については、その児童分の 2 巡目では、委員長への就任を免除とし、3 巡目では、委員長、副委員長、会計への就任を免除とする。  
但し、本人の希望があれば、複数回の就任はできる。

《役員及び委員》2022 年度は適用されないものとする

- ・ 役員及び委員長が欠員した場合については以下の通りとする。
  1. 会長に欠員を生じた場合は副会長より補充することとし、運営委員会で承認する。その他の本部役員に欠員を生じた場合は、補充するかを会長が決定し、補充する場合は会員の中から選出し、本部役員会で承認する。
  2. 委員長に欠員を生じた場合は、委員会を開き副委員長より補充することとし、本部役員会で承認する。その他の委員に欠員を生じた場合は、補充するかを委員長が決定し、補充する場合は該当学年の委員が該当クラスの中から選出し、本部役員会で承認する。
  3. 上記により補充される場合の委員実績については、年度始めからの就任と同等に扱う。

《相談役》

- ・ 会長の要請に応じ、本会役員経験のある会員の中から相談役を置くことができる。
- ・ 相談役の在任可能期間は本校の PTA 会員である期間とし、児童が卒業した後は相談役を継続することはできない。
- ・ その他事項については、本部役員の任期に準じることとする。

《選考委員会》

- ・ 次年度本部役員を選出する選考委員会のメンバーとして、本部役員より会長がオブザーバーとして参加することができる。  
但し、会長は選考における決定権を有するものではない。

《本部役員・委員長内定者について》

- ・ 選考委員会により次年度本部役員・委員長として選出され応諾された後は、原則として交代、役職間の異動はできない。  
但し、特段の事情が有る場合は、その都度本部役員会で審議・決定する。

《追加予算決定方法》

- ・ 総会で承認された予算以外に追加の予算が必要となった場合、本部役員会を開き審議・決定する。  
但し、支出するか意思決定に緊急を要する場合は、以下の通りとする。

支出額が 10 万円以上の場合	本部役員会等で審議・決定する。
支出額が 10 万円未満の場合	会長及び副会長で審議・決定することができる。

《会費の徴収》

- ・ 会費は、半年ごとに、6 ヶ月分を口座振替の方法で徴収する。口座振替業務は学校に委託す

る。

#### 《転入出》

- ・ 児童が転出した場合であっても、すでに納付済みの会費は返金しない。ただし、本部役員会で特別の事情があると判断し、返金を承認した場合を除く。
- ・ 児童の本校における在籍期間が3か月以内であることが事前に判明していた場合には会費を徴収しないことができるが、この場合であっても、その後、在籍期間が3か月を経過したことが判明した場合には、遡ってこれを徴収する。

#### 《弔慰金規定》

- ・ 会員の弔事の弔慰金は下記の通りとする。
  1. 本人の死亡・・・5千円
  2. 在学中の児童の死亡・・・5千円
- ・ 会員が病気、災害、その他の不幸にあったときには、その都度本部役員会で状況に適切した見舞いの要否について審議・決定する。

#### ■上記発生時の連絡系

発生者 → 担任教諭 → 学校長 → PTA 会長 → 本部役員

#### 《会計監査の業務範囲について》

- ・ 本校 PTA の会計監査の業務範囲については以下の通りとし、PTA 会費の使用使途に対して意見を述べることができる。
  1. PTA 会計の収支を監査(前期・後期の2回と必要時)
  2. 監査報告(監査後の直近の本部役員会及び総会)

#### 《サークル活動》

- ・ サークル活動の目的は、PTA 会員の親睦、体育、教養、文化の向上とする。
- ・ 発足に際しては会員が所定の用紙に必要事項を記入し、登録者名簿（原則会員 10 名以上）を添えて、本部役員会に申し出て承認を受けることとする。
- ・ サークル活動予算は活動の助成を目的としたものであり、予算外の活動費は原則各サークルの自己負担とする。
- ・ 会員の児童及びサークル OB・OG 等の参加を妨げるものではないが、平素の活動において、過半数は会員の参加を得る活動とする。
- ・ 年度末に収支報告を行い、承認された予算に限り PTA 会費から助成される。予算から抛出し購入した備品は PTA の備品であり、備品管理要領に従い管理を行う。
- ・ 各サークルの代表者は、年度末に所定の書式にて収支報告書、活動報告書、備品台帳、名簿を作成し3月に開催される本部役員会に提出する。サークルからの活動報告を受けて、翌年度のサークルの存続の可否を当該本部役員会にて審議・決定する。
- ・ 存続が認められたサークルは、その時点で要件を満たさない場合でも翌年度の会員を募集することができる。
- ・ この細則に定めるもののほか、運営要領（ガイダンス）を設け、サークル活動細則の補足とする。

#### 《ワーキンググループについて》

- ・ ワーキンググループは、本部及び委員会を補足する活動を行う。本部役員が PTA 会則を判断基準として許可する。
- ・ 組織発足に際しては2名以上の発起人（会員）が PTA 会則に準じた組織の会則を添えて、本部役員会に申し出て承認を受けることとする。5名以上の会員で設立総会を実施し、組織の発足とする。
- ・ 年度末に、実績と来期計画を本部役員会に報告する。

- ・ 組織の任期は1年とするが、継続を妨げない。

#### 《個人情報取扱方針》

1. 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報の適切な運用及び保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。
2. 個人情報の取扱方法は、総会資料及び本会ホームページにより会員に周知する。
3. 本会は個人情報を会則に定める活動の目的のために利用する。
4. 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、会長に書面で提出する。会員は、その後の事情により同意を取り消すことができる。不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除する。
5. 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。
6. 本会の活動のため、第三者に個人情報を提供する場合、提供先及び提供した内容を記録し、責任者が当該年度末まで保管する。
7. 個人情報の適切な運用のため、本部役員の中で個人情報管理責任者を定め、総会資料及び本会ホームページにその連絡先を掲載する。

#### 《会員の退会の手続きについて》

- ・ 会員は、退会することを希望する旨をPTAホームページ問い合わせフォームを通じて本部役員に申し出、書面を提出することにより、退会することができる。
- ・ 原則として、年度途中の退会であっても、既に徴収された会費については返金されない。
- ・ 本会は、退会の手続きを速やかに処理し、退会者に不利益が生じないよう十分に配慮する。

【2022年5月9日改訂】